

令和6年3月25日

指定居宅介護支援事業所 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受ける場合の申請手続きについて（通知）

令和6年度介護報酬改定において、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることが可能となることに伴い、令和6年4月1日付又は同年5月1日付での指定を希望する事業所においては、留意事項を必ず確認のうえ、下記の手続きにより申請してください。

なお、同年6月1日付以降の指定申請手続きについては、別途、本市ホームページにて、ご案内します。（3月下旬更新予定）

記

1 対象事業所

令和6年4月1日付または同年5月1日付で介護予防支援の指定を希望する指定居宅介護支援事業所（管理者が主任介護支援専門員でない事業所を除く。）

※管理者要件が経過措置適用中の事業所（令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所）が申請可能であるかは、現在厚生労働省に確認中です。確認でき次第追ってご連絡いたします。

2 提出書類

提出書類チェック表に従い、必要書類を提出してください。

【必要書類掲載先ホームページ】

福岡市ホーム>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>各種手続き・運営指導に関すること>運営指導・監査>令和6年度介護報酬改定

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigohousyukaitei_2.html

3 提出期限及び提出先

郵送：令和6年3月29日（金）（当日消印有効）

（提出先）〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市役所高齢社会部事業者指導課 在宅指導係宛て

※朱書きで「介護予防支援指定申請書 在中」と記入し、郵送してください。

4 留意事項

- ・本指定を受けて支援を実施できるのは、「介護予防支援費」の算定に係る利用者に対してのみとなります。**「介護予防ケアマネジメント費」の算定に係る利用者（総合事業のみを利用する利用者）は、対象外となります**のでご注意ください。
- ・指定介護予防支援事業所の事業所番号は、指定居宅介護支援事業所と同じ番号になります。
- ・後日市が発出する通知及び、今後、厚生労働省等から発出される通知・Q&A等を必ずご確認のうえ、適切な運営を行ってください。
- ・本通知に係る取扱いは、令和6年3月25日現在のものであり、今後厚生労働省から発出される通知等により変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

福祉局高齢社会部事業者指導課 在宅指導係 TEL:092-711-4257